

毎月勤労統計調査における ベンチマーク更新等

はじめに

【母集団労働者数、ベンチマークの更新について】

- 毎月勤労統計調査は、調査事業所の前月末労働者数の合計と母集団労働者数との産業・規模別の比率（推計比率）を用いて集計を行っている（前月末労働者数＝母集団労働者数となるように調査した数値に推計比率を乗じて集計）。このため、母集団労働者数を適切に設定することが賃金・労働時間を適切に推計するために重要となる。
- 母集団労働者数は、事業所の全数調査である「経済センサス－基礎調査」等の結果を用いて設定し、毎月勤労統計調査の労働者数の増減等により本月末労働者数を推計し、翌月の母集団労働者数とする推計方式（リンク・リラティブ）を用いている。また、この労働者数（前月末労働者数と本月末労働者数の平均）は、産業・規模別の一人平均の賃金・労働時間等の集計値を積み上げる際の**ウェイト**となっている。
- 上記のとおり、母集団労働者数は、毎月推計により更新していくため、年月がたつにつれて、推計と実績との間に乖離が生じてくる。このため、「経済センサス－基礎調査」等の結果を労働者数のベンチマーク（水準点）として、毎月勤労統計調査の集計に用いる母集団労働者数の実績との乖離を是正するために、母集団労働者数を更新する作業を行っている。この作業を「ベンチマーク更新」という。

毎月勤労統計調査のベンチマーク更新の実績等

- 従来は経済センサスや事業所・企業統計調査の実施間隔に合わせて3～6年の間隔でベンチマーク更新を実施。
- 次回のベンチマークに利用できる可能性のあるデータとして、「平成28年経済センサスー活動調査」、「事業所母集団DBの令和元年次フレーム」、「令和3年経済センサスー活動調査」が考えられる。

【毎月勤労統計調査のベンチマーク更新の実績等】

更新時期	使用した統計調査	調査対象	前回更新時からのインターバル
平成11年1月分	平成8年事業所・企業統計調査	全数調査	6年
平成16年1月分	平成13年事業所・企業統計調査	全数調査	5年
平成21年1月分	平成18年事業所・企業統計調査	全数調査	5年
平成24年1月分	平成21年経済センサスー基礎調査	全数調査	3年
平成30年1月分	平成26年経済センサスー基礎調査	全数調査	6年

【ベンチマークに利用できる可能性のある統計調査・データ等】

調査名、データ名	調査対象、データの対象	調査、データの時点
平成28年経済センサスー活動調査	全ての民営事業所 （農林漁家等を除く）	平成28年6月1日
事業所母集団DB 令和元年次フレーム	令和元年経済センサスー基礎調査により、 全ての事業所 を把握 ※ 労働者数等は、平成28年経済センサス、令和元年経済センサス等の結果を利用。	令和元年6月1日
令和3年経済センサスー活動調査	全ての事業所 （農林漁家等を除く）	令和3年6月1日
(参考)令和元年経済センサスー基礎調査	全ての事業所（農林漁家等を除く） ※ただし、既存事業所は、活動状況のみを調査し、労働者数等を調査していない。	民営事業所：令和元年6月1日～令和2年3月31日 公営事業所：令和元年6月1日

(参考) 経済センサスの見直しについて

- 経済センサスは、経済構造統計の作成を目的とする調査で、5年に1回実施する活動調査と、活動調査の中間年に実施する基礎調査がある。
 - 経済センサスー活動調査の中間年に実施されている調査の統合・再編等が行われたことから、令和元年経済センサスー基礎調査では、調査方法等が大きく変更されている。
- ※ 経済構造統計を整備するために、サービス産業動向調査(拡大調査)、商業統計調査、特定サービス産業実態調査の統合・再編して「経済構造実態調査」を実施する等の見直しが行われている。

【経済センサスの主な変更点】

	経済センサスー基礎調査		経済センサスー活動調査	
	変更前 (平成26年調査)	変更後 (令和元年調査)	変更前 (平成28年調査)	変更後 (令和3年調査)
調査対象	全ての事業所 (農林漁家等を除く)	全ての事業所 (農林漁家等を除く)	全ての民営事業所 (農林漁家等を除く)	全ての事業所 (農林漁家等を除く)
調査の周期	1回限り	1回限り (公営事業所については1年)	5年に1回	5年に1回
基準となる期日又は期間	平成26年7月1日	民営事業所： 令和元年6月1日～ 令和2年3月31日 公営事業所： 令和元年6月1日	平成28年6月1日	令和3年6月1日
主な変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一時点で全国一斉に行う方法ではなく、全国を順次調査する手法で実施 ・ 既存事業所は活動状況を外観から確認し、新規把握事業所には調査票を配布 <p>※ 労働者数等の把握は新規事業所のみとなる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び地方公共団体の事業所を対象とした調査を追加 等 	

(参考) 事業所母集団データベース (令和元年次フレーム) の概要

年次フレームとは

毎年度の決められた時点を基準に、経済センサスの調査票情報を基礎として、各種行政記録情報及び統計調査結果等により整備した母集団情報であり、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を行うことを目的として国の行政機関、都道府県、政令指定都市等に提供する母集団情報。

令和元年次フレームの特徴

- 令和元年次フレームの作成基準時
2019年6月1日
 - 令和元年経済センサス - 基礎調査※を基礎として、2019年経済構造実態調査を始めとする各種統計調査結果、行政記録情報等を用いて整備
- ※ 民営事業所を対象とした調査（甲調査）は、調査期間が2019年6月1日から2020年3月31日までのため、開設時期が6月以降の事業所を含まない

(参考) 統計法 (平成19年法律第53号) (抄)

(事業所母集団データベースの整備)

第二十七条 総務大臣は、行政機関等による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者（当該調査の報告を求められる個人又は法人その他の団体をいう。第二十九条第一項において同じ。）の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。

- 一 その行う事業所に関する統計調査その他の事業所に関する統計を作成するための調査の対象の抽出
- 二 その行う事業所に関する統計の作成

次回のベンチマーク更新における課題

【ベンチマークの候補となる統計、データの課題】

	課題、検討が必要な事項
平成28年経済センサスー活動調査	<ul style="list-style-type: none">✓ 民営事業所のみ全数調査しているため、平成28年6月時点における<u>公営事業所分の労働者数を他の統計から推計する必要がある。</u>✓ <u>推計方法はいくつかの方法が考えられるため、推計方法の検討も必要</u>
事業所母集団DB 令和元年次フレーム	<ul style="list-style-type: none">✓ 事業所名簿は毎年更新されているが、<u>労働者数が全て更新されるわけではない。</u>
令和3年経済センサスー活動調査	<ul style="list-style-type: none">✓ 確報集計の結果は、令和4年9月頃から順次公表する予定であるので、<u>ベンチマーク更新に利用できるのは、令和6年1月分調査からとなる。</u>✓ 仮に、令和3年経済センサスー活動調査の公表までベンチマークを更新しないとすると、前回のベンチマーク更新から<u>6年間隔があく</u>ことになる。

全事業所の労働者数が得られる「令和3年経済センサスー活動調査」の結果が利用できるようになる令和6年1月分調査までベンチマーク更新を遅らせると、ウェイト変化により賃金・労働時間の集計結果に大きなギャップを生じかねないことから、前回から4年間隔となる令和4年1月分調査からベンチマーク更新を行う予定としている。（令和3年4月22日の第163回統計委員会で説明）

➡ ベンチマーク更新に使用する労働者数のデータは、「平成28年経済センサスー活動調査」又は「事業所母集団DB 令和元年次フレーム」を基に作成することが考えられるが、どちらが適切か。

①ベンチマーク更新を行う頻度について

- 事業所母集団DBの年次フレームは毎年更新されるため、ベンチマーク更新の頻度を上げることも可能となるが、更新の頻度を上げるべきか。

※ 毎年、賃金・労働時間の集計結果にギャップが生じることとなる一方、更新時のギャップは縮小することが期待される。

②雇用保険データ等を用いた母集団補正の見直しについて

- 母集団労働者数については、ベンチマーク更新の他に雇用保険データを用いた補正と毎月勤労統計データを用いた補正を毎月行っている。ただし、これらについては補正の適用度合いを考慮しているが、現在の調査体系になった平成2年以降その見直しを行っておらず、検証を行う必要がある。
- 毎月行う雇用保険データ等を用いた補正が適切に機能していればベンチマーク更新による補正の幅が小さくなることが期待される。
- 今回設定するベンチマークは、事業所の全数調査に基づく労働者数を設定できないため、その性格は従前と異なることから、母集団補正の見直しの検証を行う際、今回設定するベンチマークが利用可能か、あるいは次回設定する令和3年経済センサス－活動調査によるベンチマークを利用すべきか。

③ベンチマーク更新によるギャップの更なる分析について

(現在の分析については、8～9頁を参照)

指数の基準時改定について

- 雇用・賃金等の各指数の基準時改定について、これまでの実績を踏まえれば、令和4年1月分結果から基準年を令和2（2020）年に変更し、ベンチマーク更新を行う際に、併せて過去に遡って指数を改訂することが考えられる。
- 他統計のうち、消費者物価指数では、基準時改定を行う際、基準年は2020年とするが、ウェイトについては「2019年・2020年の平均消費支出」を基準に指数の改定を行う方針。

【基準改定の概要とこれまでの実績】

- 毎月勤労統計で作成している賃金、労働時間、雇用の各指数は、基準年の**年平均を100**として計算している。基準年は、統計基準に従い、西暦年の末尾が0または5の付く年を用いている。

（参考）指数の基準時に関する統計基準（平成22年3月31日総務省告示第112号）（抄）

1 指数の基準時の原則

指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。

- 基準年を変更するタイミングは、西暦年の末尾が0または5の付く年の2年後の1月分結果公表時（2年後の4月）に実施してきている。

基準年の更新時期	基準年
平成29年1月結果分から	平成27年（2015年）
平成24年1月結果分から	平成22年（2010年）
平成19年1月結果分から	平成17年（2005年）

（参考）基準年更新が2年後の1月結果分からの理由

- ・ 実質賃金の改訂に使用するCPIの基準改定を待つ必要があること
- ・ 規模30人以上の事業所の入替えやベンチマーク更新も1月に実施していること などによる

- 基準年が変更されると過去の全期間にわたって指数を改定するが、基準時の改定では増減率は遡及改訂しない。

（ただし、実質賃金指数については、改訂された消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）も併せて適用して再計算を行うため、増減率も再計算する。従来は、同時に実施するサンプルの入替え及びベンチマーク更新によって指数及び増減率を遡及改訂した。）

【他統計での基準時改定の検討状況（消費者物価指数）】

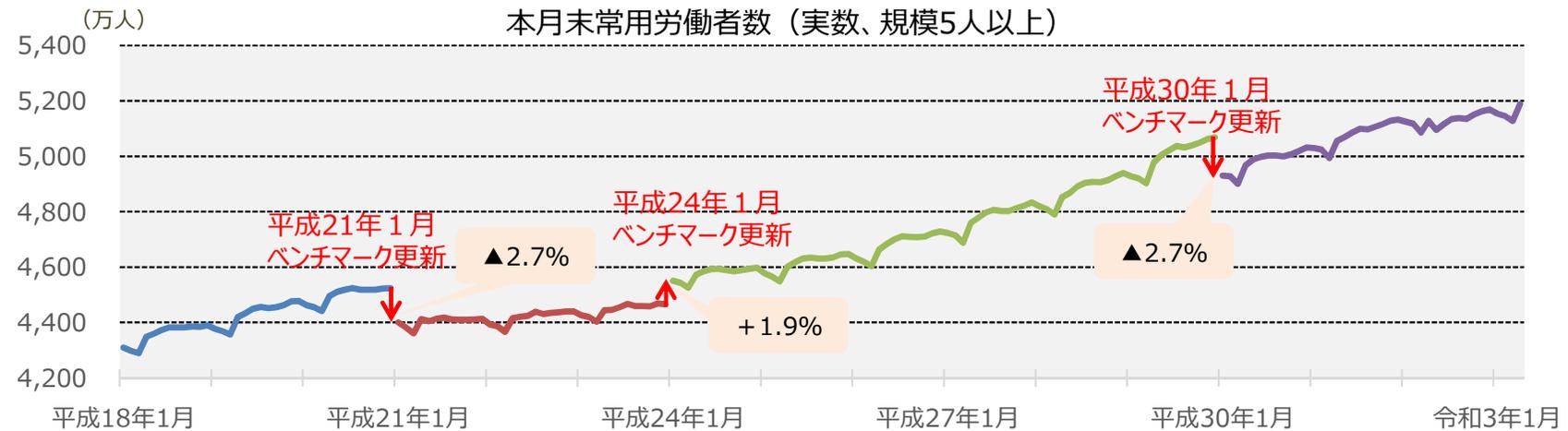
- 指数の基準時（指数を100とする年次）は、令和3年8月に2015年から2020年に切替えを予定
- 2020年基準の公式指数（ラスパイレス固定基準方式）のウェイトについては、以下の理由から「2019年・2020年の平均消費支出」を用いて作成

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を緩和する方法として有効であり、統計基準や国際基準に沿った対応であること。
- ・ 客観的で分かりやすく、国民の理解を得やすいと考えられること。
- ・ 有識者・エコノミストからの賛同が最も多く得られており、明示的に否定する意見はなかったこと。 など

(参考) 毎月勤労統計調査のベンチマーク更新の影響について

【ベンチマーク更新による常用労働者数への影響】

- 「経済センサス－基礎調査」を用いてベンチマークの更新を行うと、例えば常用労働者数で見ると、ベンチマークの更新ごとに実数で2%程度の断層が生じている。これと同時に事業所規模別の労働者数構成比（労働者のウエイト）が変化している。



- 常用雇用指数については、ベンチマーク更新を行ったタイミングで前回のベンチマーク設定時点以降の期間の指数について、ギャップ修正（新旧の期間をまたぐ統計の接続性を確保するための技術的な補正）を行って、断層を解消している。



(参考) ギャップの要因分解

- これまでのベンチマーク更新（ウエイト更新）では、きまって支給する給与が±0.3～0.4%程度変動している。
- ベンチマークの更新の間隔が長くなると、母集団労働者数の推計と実績の乖離が大きくなり、次にベンチマーク更新した際のギャップがこれまでよりも大きくなる可能性がある。

※ 事業所入替えを実施する1月分調査では、入替え前後の両方の事業所を調査対象とし、サンプル入替えの影響を試算している。ベンチマーク更新を行った年には、サンプル入替えの影響に加えて、ウエイト更新の影響も試算している。

■ ギャップ率の要因分析（きまって支給する給与）

(円)

	方式	新 (入替え後)	旧 (入替え前)	新旧差(入替え後－入替え前)		
				サンプル入替え	ウエイト更新	
平成21年1月	総入替え	262,841	266,000	▲3,159 (▲1.2%)	▲2,019 (▲0.8%)	▲1,140 (▲0.4%)
平成24年1月		260,216	260,693	▲477 (▲0.2%)	▲1,182 (▲0.5%)	705 (+0.3%)
平成27年1月		258,025	261,677	▲3,652 (▲1.4%)	▲3,652 (▲1.4%)	-
平成30年1月	部分入替え	261,140	259,838	1,302 (+0.5%)	337 (+0.1%)	965 (+0.4%)
平成31年1月		259,485	261,059	▲1,574 (▲0.6%)	▲1,574 (▲0.6%)	-
令和2年1月		261,364	262,181	▲817 (▲0.3%)	▲817 (▲0.3%)	-
令和3年1月		260,760	261,066	▲306 (▲0.1%)	▲306 (▲0.1%)	-
(参考) 現金給与総額						
令和2年1月	部分入替え	275,175	275,851	▲676 (▲0.2%)	▲676 (▲0.2%)	-
令和3年1月		271,763	273,852	▲2,089 (▲0.8%)	▲2,089 (▲0.8%)	-

■ 推計方法

新サンプル ① (ウエイト更新後)	新サンプル ② (ウエイト更新前)	旧サンプル ③ (ウエイト更新前)	サンプル入替えによる 変化分(②－③)	ウエイト更新による 変化分(①－②)
$\sum_{i,j} (R_{2i}^j \times W_{2i}^j)$	$\sum_{i,j} (R_{1i}^j \times W_{2i}^j)$	$\sum_{i,j} (R_{1i}^j \times W_{1i}^j)$	$\sum_{i,j} R_{1i}^j \times (W_{2i}^j - W_{1i}^j)$	$\sum_{i,j} (R_{2i}^j - R_{1i}^j) \times W_{2i}^j$

(注) R_{ki}^j は産業・規模別構成比、 W_{ki}^j は産業・規模別平均賃金である。(i は産業、j は規模、k = 1 はウエイト更新前、k = 2 はウエイト更新後)

(参考) 平成30年1月のベンチマーク更新の概要

【使用した統計調査】

平成26年経済センサス - 基礎調査 (平成26年7月1日現在) をベンチマークとして使用。

【労働者数ウェイトの更新】

平成30年1月分 (新サンプル) 集計用の母集団労働者数を、産業・事業所規模別に次式により更新。

$$\begin{aligned} & \text{(平成30年1月分 (新サンプル) 集計用の母集団労働者数)} \\ & = \text{(平成30年1月分 (旧サンプル) 集計用の母集団労働者数)} \times \text{(補正比)} \end{aligned}$$

$$\text{(補正比)} = \frac{\text{(平成26年経済センサスによる常用雇用者数)}}{\text{(平成26年7月分集計用の母集団労働者数)}}$$

ここで、平成30年1月分 (旧サンプル) 集計用の母集団労働者数とは、平成29年12月分の毎月勤労統計調査による本調査期間末常用労働者数に、雇用保険データ等による補正を行ったもの。

(参考) ベンチマーク更新の前後における常用労働者数のウェイトの変化 (調査産業計・5人以上)

平成30年1月分	旧母集団：常用労働者数		新母集団：常用労働者数	
		シェア		シェア
1,000人以上	3,216,880	6.3	3,270,388	6.6
500~999人	3,195,713	6.3	2,863,654	5.8
100~499人	10,815,134	21.3	10,554,379	21.4
30~99人	11,155,734	22.0	12,302,674	24.9
5~29人	22,335,494	44.0	20,433,491	41.3
5人以上計	50,718,955	100.0	49,424,586	100.0